

議案第 22 号

大野市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正案

令和 7 年 3 月 26 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

大野市社会教育関係団体補助金の補助対象団体の解散に伴い、所要の改正を行うため

大野市教育委員会告示第 号

大野市社会教育関係団体補助金交付要綱（令和 2 年教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 月 日

大野市教育委員会

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（補助対象者） 第 2 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める社会教育関係団体のうち、次に掲げるものとする。 (1) 大野市 PTA 連合会 (2) 大野市子ども会育成連合会 <u>(3) 大野生活学校</u> <u>(4) 大野男女共同参画ネットワーク</u> <u>(5) 地区ふわわ女性の会</u>	（補助対象者） 第 2 条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、前条に定める社会教育関係団体のうち、次に掲げるものとする。 (1) 大野市 PTA 連合会 (2) 大野市子ども会育成連合会 <u>(3) 大野市壮年団体連絡協議会</u> <u>(4) 大野生活学校</u> <u>(5) 大野男女共同参画ネットワーク</u> <u>(6) 地区ふわわ女性の会</u>

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。